

公告第 22 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び矢祭町財務規則（昭和 58 年矢祭町規則第 8 号以下「規則」という。）第 112 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成 28 年 8 月 21 日

矢祭町長 古張 允

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度軽費老人ホーム新築工事
- (2) 工事場所 東白川郡矢祭町大字中石井字御殿川原地内
- (3) 工期 議会の議決を得た日から 3 日を経過する日～平成 30 年 9 月 14 日
- (4) 指定業種 建築工事
- (5) 工事概要 本工事は、旧石井小学校のグラウンドを利用し、経費老人ホームを建築するものです。  
・軽費老人ホーム：木造平屋建て 建築面積 1,582.02 m<sup>2</sup>
- (6) 予定価格 契約締結後に公表
- (7) 最低制限価格 最低制限価格を設定

2 契約事項

契約については、矢祭町事務規則及び矢祭町工事請負契約約款に基づき締結する。

なお、上記規則及び約款については、町のホームページで閲覧することができる。

3 入札執行日時

- (1) 入札日時 平成 29 年 9 月 7 日(木) 午前 10 時
- (2) 入札場所 矢祭町役場 第 1 会議室
- (3) 入札方法 入札執行回数は 2 回を限度とし、郵便、電信による入札は不可とする。
- (4) 落札者の決定 予定価格の制限範囲内で、あらかじめ設けた最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札とする。

4 入札保証金

入札保証金は免除とする。

5 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、規則第99条の規定により請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として、有価証券又は債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。

## 6 入札参加資格要件

制限付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 矢祭町の工事等請負有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 福島県内又は近県に本社若しくは本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 矢祭町が発注する工事の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと（工事請負資格の再認定を受けた者又はこれと同等の資格を有する者と町長が認定した者を除く。）。
- (5) 次に掲げる要件を具備していること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

イ 矢祭町の平成29・30年度入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、建築工事の等級がA等級、又は建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築工事の総合評点が730点以上であること。

## 7 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書を入札参加希望者の閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 矢祭町役場 事業課
- (2) 閲覧期間 平成29年8月21日(月)から平成29年9月4日(月)まで  
※土曜、日曜、祝祭日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分
- (3) 閲覧方法 閲覧は、金額抜設計書及び図面データの入ったCD-Rを新品のCD-R(ケースに入れて持参のこと)と交換することにより実施。

## 8 入札参加申請について

- (1) 提出書類 制限付一般競争入札参加資格申請書
- (2) 提出方法 矢祭町役場事業課へ持参提出
- (3) 申請受付期間 平成29年8月21日(月)から平成29年9月4日(月)まで

※土曜、日曜、祝祭日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分

9 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を申請者に対して制限付一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

10 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法第施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者のした入札
- (3) その他、町において特に指定した事項に違反した入札

11 入札書の記載金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 その他

- (1) 入札参加者が1者以下の場合は入札を中止する。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるため、その議決を得たときに地方自治法第234条第5項に規定する契約となるものとする。